

資料編

用語の解説

【あ】

アメニティ

都市計画などで求める建物・場所・景観・気候・風土・自然など生活環境の快適さ。住み心地の良さをいう。

荒川近郊緑地保全区域

北は桶川市から南は戸田市までの11市町にまたがる荒川を中心とした、良好な自然的環境を形成している樹林他、水辺等について、緑地の保全、無秩序な市街化及び市街地の拡大の防止を目的として、首都圏近郊緑地保全法に基づき、指定された地域をいう。

荒川低地

標高3～5m程度の沖積低地で、大宮台地と武蔵野台地の間に位置する低地をいう。

荒川横堤

通常の堤防に対し直角方向に築かれたものをいう。上流からの洪水流が及ぼす下流への被害を最小限に防ぐための調節・遊水機能を果たすほか、流速を軽減させて高水敷きや耕作地を保護する役割を担っている。

【い】

インフラ整備

道路、鉄道、公園、下水道、河川などの都市の骨格を形成する根幹的な都市施設の整備をいう。

【う】

雨水流出抑制対策施設

雨水を地下に浸透させる施設（雨水浸透ます、浸透トレンチ等）、雨水貯留施設又はこれらを組み合わせた施設をいう。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園をいう。都市規模に応じ1箇所当り面積15～75haを標準として配置する。

【え】

営農

農業を経営することをいう。

NPO

民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む（特定非営利活動）民間団体をいう。

沿岸

陸地の海・川・湖などに沿った部分をいう。

延焼遮断帯

広幅員の道路、公園、緑地、河川、鉄道などその周辺市街地により形成される、火災の延焼拡大を遮断する効果がある帯状の空間をいう。

【お】

オープンスペース

都市の公共の緑地（公園、運動場等）、その他の緑地（水辺、山林、社寺境内、墓地等）などをいう。都心では歩行者道路やコミュニティ道路など道路空間も位置付けられる。また、オープンスペースのうち、土地の使用権が国や地方公共団体によって担保されているものを公共空地と

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、はり紙、はり札、立看板、広告旗並びに広告塔、建植広告物、建築物等に掲出されているもの等のことをいう。

【か】

ガイドライン

政策などの指針、指導目標をいう。ここでは、街並みづくりの指針（街並み形成ガイドライン）を指す。

街区

市街地で道路に囲まれた一区画をいう。

開発行為

建築物の建築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をいう。

街路樹

市街地の道路に沿って植えられた樹木をいう。

河川敷

治水工事が施された河川の中で、普段水が流れていない平坦な土地（高水域）をいう。

幹線道路

道路網などで主要地点間を結ぶ網の骨格をなす重要路線をいう。

【き】

既成市街地

産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用など実質的に都市としての機能や景観が備わった地域をいう。

旧耐震基準

昭和56年以前の建物の構造基準をいう。

近郊地帯

グリーンベルト。都市計画で都市の環境を守るために緑地とした地帯をいう。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園をいう。1近隣住区当り1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当り面積2haを標準として配置される。

【け】

景観計画

景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画をいう。

景観形成

優れた景観を保全し、又は創造することをいう。

建築物の用途

住居系地域においては住居の環境保護、商業系地域においては業務利便の増進を図るなど、各地域において、建築することができる建物をいう。

【こ】

広域幹線道路

主に国道などの道路であり、基幹交通体系である高速道路を補完する重要な路線をいう。

広域圏

基礎自治体の枠を超えて行われる行政の単位。都道府県を指す。

公園等設置基準

志木市宅地等の開発及び中高層建築物の建築に関する指導要綱第12条第1項の規定に基づき、公園、緑地又は広場の設置に関し、必要な事項を定めたものをいう。

高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路をいう。

公共公益施設

道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設と、不特定多数の人が利用する行政サービス施設、教育施設、コミュニティ施設などをいう。

公共建築物

市が設置及び管理する建築物をいう。

公共緑地

一般市民が利用でき、国や地方公共団体によって管理されている空地。ここでは、荒川河川敷に都市計画決定されている志木第1号緑地（67.7ha）を指す。

公共交通機関

不特定多数の人々が利用する交通機関を指す。

高水敷

河川敷とか川原とよばれているところ。増水になると低水敷（普段水が流れている部分）からあふれだした水が流れるところをいう。

公聴会

計画素案を事前に関連して公述意見を募り、後日公聴会において公述を受けるものをいう。

高度地区

市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区をいう。

後背地

都市や道路、港などの背後にあつて経済的な支えとなっている地域。ここでは、幹線道路沿い用途地域等の背後の住宅地をいう。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれら間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者

等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律をいう。

通称バリアフリー新法と言われている。

国勢調査

ある時点における人口と人の性別や年齢、結婚、就業状態といった人口に付随する各種データを調べる調査をいう。

コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。

【さ】

埼玉県福祉のまちづくり条例

高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進その他の福祉のまちづくりに関する施策を推進することにより、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とした条例をいう。

【し】

市街化区域

都市計画区域内において、すでに市街化している区域及びおおむね10年以内に優先的、かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制する区域をいう。例外を除いて住居も含め建物は許可なく建てられない。それにより、貴重な自然環境、緑地の保全を図る。

市街地

人家や商店が密集したにぎやかな土地をいう。

市街地再開発事業

都市機能が低下している地区や生活環境が悪化している地区において、建築物と建築敷地、公共施設を一体的に整備することにより、快適で安全な街に生まれ変わらせようとする事業をいう。

志木市自然保全再生計画

残された自然の保全と失われた自然の再生を図り、22世紀に向けて自然と共生するまち志木を実現するための施策を、総合的、かつ計画的に進めるための計画をいう。

志木市低炭素まちづくり計画

低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力あるまちづくりを推進するため、二酸化炭素の排出量を削減する取り組みや、歩いて暮らせるまちづくりに向けた様々な取り組みを体系的に整理した計画をいう。

志木市緑の基本計画

都市公園等の整備の進捗状況、地域性緑地による緑地の保全状況、社会情勢の変化による緑への要求の変化等に応じて、民地を含めたより総合的な緑の整備・保全の計画をいう。

敷地

建築物が建っている土地をいう。建築基準法施行令第2条定義では、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地の面積をいう。

市民協働

市民と行政が信頼と理解のもと対等な立場で相互の特性を活かし、役割を分担し、責任を果たすことで地域の課題を解決する取り組みをいう。

市民参画

市民がまちづくりの計画段階から主体的に自分の意見や知識、経験を反映させ、行政と一緒にまちづくりを行っていく手法をいう。

市民力

市民が持っている知識や経験、熱意や人のつながりなど、一人ひとりの力のことをいう。

集積地

集まって積み重なっているところ。ここでは宅地等が密集している土地をいう。

首都圏近郊緑地保全法

首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保全することが、首都及び周辺地域住民の健全な生活環境を確保し、首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことができない条件であることから、その保全に関し必要な事項を定めた法律をいう。

主要地方道

道路法第 56 条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道又は市道をいう。高速自動車国道や一般国道と一体となって広域交通を担う幹線道路として位置付けられている。

条例

地方公共団体の議会の議決によって制定する法をいう。

循環型社会

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もっと天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

準工業地域

主として、環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進するための地域をいう。主に軽工業を主体とした工場やサービス施設等が立地している地域で、危険な工場は建てられない。

準防火地域

市街地の中心に近く、建物の密集度が高く、建物を耐火又は防火構造とする必要がある地域などにおいて定める区域をいう。

将来ビジョン（総合振興計画）

平成 23 年 5 月に地方自治法が改正され、これまで市町村に義務付けられていた「基本構想」の策定義務が撤廃されたが、本市では、計画的に位置づけた体系の中で、引き続き、持続可能で未来に夢が持てるまちづくりを推進していくため、志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）を策定している。

この将来ビジョンは市の計画の中で最も上位に位置づけられており、志木市が目指すまちづくりの重要な指針となるもの。

新河岸川舟運

1638（寛永 15）年、川越東照宮が焼失し、再建資材を江戸から舟を使って川で物を運んだことによる。本格的に舟運が開始されたのは、松平伊豆守信綱が川越藩主になってからである。川越五河岸（上・下新河岸・扇・寺尾・牛子）をはじめ、下流に多くの河岸場が開設された。当時、川越藩の年貢米輸送を主要な任務としていたが、年貢米を輸送した帰り荷には、周辺畑作地帯への肥料供給のため肥灰（こえはい）・糠（ぬか）などを積むようになり、しだいに農村部との結びつきを強めていった。

人口フレーム

将来計画を策定するに当たり、その計画年次における想定人口をいう。

人口密度

一定地域における単位面積当たりの人口数をいう。普通、1 平方キロメートル当たりの人口数で表す。

【せ】

生産緑地地区

市街化区域内にある農地などにおいて、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全など、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設に供する土地として適し、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められる一定規模（500 ㎡以上）の一団の農地で区市町村が指定する区域をいう。

生態環境

地球上の生物多様性は地域によって異なっており、様々な地域で多くの生物種が生息している。このような生物種が生息可能となる環境をいう。

【そ】

雑木林

クヌギやコナラなどの落葉広葉樹で構成されていて、ブナの原生林などと違って人間が作り出した二次林をいう。

【た】

第一種低層住居専用地域

低層住宅の良好な住居環境を保護するための地域をいう。建築できる建物は、住宅のほか、診療所、小中学校、日常生活に必要な 50 ㎡以内の店舗併用住宅に限られる。

耐震改修

耐震診断の結果、対象建築物が有する耐震性が目標水準より下回っていることが判明した場合に行う補強工事をいう。

耐震診断

既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断する行為をいう。

耐震補強

既存の建築物で、耐震性能を向上させるために行う工事をいう。

団塊世代

昭和 22～24 年（1947～49 年）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代をいう。

【ち】

地域幹線道路

広域的な幹線道路を補完し、都市交流核と地域核間の連

携強化を図る上で骨格となる幹線道路をいう。

地域高規格道路

高規格幹線道路を補完し、地域の自立発展や地域間の連携を支える自動車専用道路、又はこれと同等の規格を有する道路をいう。

地域地区

都市計画区域内の土地を、土地利用の目的によって区分し、建築物などについて必要な制限をすることによって、土地の合理的な利用を図るために定める都市計画をいう。

地域防災計画

市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るために、災害対策基本法に基づき、防災に関する市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について、総合的な運営について計画化したものをいう。

地球温暖化

化石燃料の大量使用などで地球大気の温室効果が進み、気温が上昇することをいう。

地区幹線道路

市内の各地区間の連携を強化する道路であるとともに、広域的な幹線道路・連携軸を構成する幹線道路相互の連絡を受け持つ道路。主に1級市道などをいう。

地区計画

地区の特性に応じて、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルール（建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ等制限）を具体的に定める「地区整備計画」からなり、住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定める「地区レベルの都市計画」をいう。

地区整備計画

地区のまちづくりの内容を具体的に定めるものであり、「地区計画の方針」に従って、地区計画区域の全部又は一部に必要なに応じて、道路、公園などの配置や建築物、土地利用に関する制限などを詳しく定めた計画をいう。

中高層住宅

原則として高さが10mを超える建築物に限る。例外として、第一種及び第二種低層住居専用地域に建築される場合は、地上3階建て以上又は軒の高さが7mを超える建築物をいう。

中心市街地

市町村の人口や規模に関わらず、相当数の小売業者、都市機能が集積している市街地をいう。

【て】

低層住宅

高さによって建築物を区分する際の一区分で、一般に1階（平屋）及び2階建ての建築物をいう。

【と】

特別工業地区

志木市が定めている特別用途地区の1つ。用途地域が定められている一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護を図るために定めている。公害防止の観点から立地すべき工場の業種業態を限定している。

都市基盤

道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の根幹公共施設をいう。

都市公園

不特定の人々に対して休息、散策、遊戯、運動等の屋外レクリエーションの場として利用されるものや、優れた自然の風景地として保護及び利用される公園をいう。広くは緑地、遊園地、自然公園などもこれらに含まれる。

都市計画

都市生活を改善し、健康で文化的、機能的な住みよい都市をつくるための計画をいう。都市計画法で定められ、地域、地区、街区の指定、市街地の開発、建築の制限などが実施される。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2に規定され、都市の発展の動向、人口や産業の見通しなどを勘案して、産業活動の便利と居住環境の保全を図るために、都市計画区域について、①都市計画の目標、②区域区分の決定の有無及び区域区分を定めたときはその方針、③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めたもの（県決定）。

都市計画決定

都市計画を一定の法的手続きにより、計画内容を決定することをいう。これによって都市計画制限が働き、権利者に一定の制限が加えられ、事業化が図られる。一般的に都道府県知事が定めるものと市町村が定めるものとに分かれる。

都市計画道路

都市計画法に規定された都市施設の1つであり、都市計画決定された道路をいう。定める事項としては、道路の種類、幅員、構造形式、交差内容等の道路構造等が対象となる。一般に補助幹線道路以上の道路規格が対象となり、当該都市の道路網計画に基づき対象路線の将来交通量配分計画を必要とする。

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

都市計画法第3章第1項の規定（地方公共団体の責務）に基づき、開発許可等の基準に関し、同法第33条第3項の規定により定める技術的細目に係る制限の強化など、必要な事項を定めた条例をいう。

都市計画マスタープラン

都市計画の目標となる望ましい都市像と長期的な都市整備の方針、その実現のための施策を総合的、体系的に示す計画をいう。

都市計画緑地

都市計画法に規定された都市施設の1つであり、都市計画決定された緑地をいう。

都市施設

道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設で、都市の骨格を形成する施設として都市計画に定めたものをいう。

都市中心軸

都市の骨格を生み出す、基本の骨組みとなる軸のことをいう。ここでは、中央通停車場線の沿道を指す。

都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地で0.1ha以上を標準として配置する。

土地区画整理事業

都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

【ね】

ネットワーク

網状の組織を示す言葉で、ここでは拠点となる駅や公園、公共施設などを道路や河川などの空間を結び付けていくことを指す。

【の】

野火止用水

江戸時代初期（1655年）川越藩主松平伊豆守信綱は、野火止台地の開発に伴い生活用水を確保するため、玉川上水から分水して野火止用水を開削した。現在の東京都小平市から平林寺を経て、埼玉県志木市の新河岸川に至る全長約25kmの用水をいう。

【は】

排水機場

市街地を洪水被害から守るため、支川に溜まった雨水をポンプにより強制的に本川へ排出する施設をいう。

バリアフリー

ハンディキャップのある人や高齢者が生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り去った生活空間のあり方。また、物理的な障壁ばかりでなく、社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことをも意図する。

【ひ】

避難場所

地震等の災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に学校、公民館など既存建築物等に収容し保護するところをいう。

避難路

広域避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。

【ふ】

不燃化

建築物を鉄筋コンクリート構造やレンガ造などにより、火災等において一定の時間以上耐えられる性能があるものに転換していくことをいう。

フォローアップ

ある物事を徹底するために、その物事の展開を継続的に調査することをいう。

【ほ】

歩車道分離

道路において、歩道と車道を分離して整備することをいう。

【ま】

まちづくり協議会

それぞれの地域で住民自らが、地域の特性や課題を考え、自己選択と自己決定によって地域づくりを行う地域コミュニティ組織をいう。

また、地区の特性に応じて良好な住環境を整備、保全するための地区計画など、計画策定の段階から地区住民等の意向を十分反映させるため、住民が主体となって計画を検討する組織をいう。

【み】

密集市街地

老朽化した木造の建築物が密集し、十分な公共施設が整備されていないこと、その他土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地をいう。

【め】

面的整備

市街地整備のうち、道路、鉄道、下水道など線的な整備に対し、ある地区全体を面的に整備することをいう。土地区画整理事業などの手法がある。

【ゆ】

遊水機能

水田や池沼など、そこに降った雨、河川や水路から流入した水を一時的に貯留しておく機能をいう。これにより河川への負荷をやわらげる働きをする。

遊歩道

歩行者がゆっくり散策できる道路。縁道ともいう。

ユニバーサルデザイン

体の自由、不自由、年齢、性別、人種等の違いに関わりなく、多様な人々が利用しやすいようあらかじめ念頭に置いて、都市や生活環境をデザインしようとする考え方をいう。

【よ】

用途地域

市街化区域の土地利用について、住宅地、商業地、工業地など12種類に区分し、その用途を指定された地域をいう。市街地の環境を維持するため、建築基準法により建築物の用途制限、高さ等の形態制限等規制が行われる。住宅と工場等異なる機能が混在することを防止し、秩序ある市街地の形成を図ろうとする規制である。

【ら】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方をいう。

ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事によって区分される生活環境の段階のことをいう。

ランドマーク

その土地の目印や象徴になるような建造物をいう。

【れ】

レクリエーション

余暇を使用して、運動、娯楽などを行い、心身の疲れをいやすことをいう。

連担

それぞれが拡大することによって連なり、相互に融合することをいう。

【わ】

ワークショップ

「作業所」、「勉強会」といった意味をもつ。
ここでは、「まちづくりに関心のある市民が、生活の場での身近な問題を持ち寄って将来のまちづくりを話し合いながら考えてもらう場」、「アイデアを出し合い計画づくりを行う市民の集まり」としている。